

「余市宇宙記念館利用促進懇談会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 余市宇宙記念館のより一層の利用促進と、町民の文化の発展と地域の振興に寄与するために望ましいあり方や必要な施策について検討するため、「余市宇宙記念館利用促進懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、又は検討する。

- (1) 余市宇宙記念館の運営と事業活動のあり方
- (2) 余市宇宙記念館の利用促進のための方策
- (3) その他懇談会において必要とされた事項

(組織)

第3条 懇談会の委員構成は、10名以内とする。

2 委員は、学識経験者、記念館を利用する団体から推薦された者、地域のコミュニティ活動に携わる団体から推薦された者、町の公募に応じた町民その他町長が適当と認める者の中から、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は懇談会を招集し、懇談会の進行役として、議論を喚起し、その円滑な推進に努める。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じ座長が町長と協議して招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要があるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、経済部商工観光課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、町長が座長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。